

○浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則

平成16年 7月20日

規則第47号

改正 平成20年 8月14日規則第51号

(目的)

第1条 この規則は、防犯パトロール車を貸し付けることにより、自主防犯活動を促進し、もって市民が安心して暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防犯活動 自治会、PTAその他市民等により構成された団体であって、自主防犯活動を行うものによる犯罪の防止のための自主的な活動をいう。
- (2) 防犯パトロール車 自主防犯活動のために本市が貸付けを行う車両をいう。

(平20規則51・全改)

(防犯パトロール車の種類等)

第2条の2 防犯パトロール車の種類及び数は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	数
自動車	3
原動機付自転車	2

(平20規則51・追加)

(貸付けの要件)

第3条 防犯パトロール車の貸付けを受けることができるものは、次の要件を満たしたものとする。

- (1) 市内における自主防犯活動に使用すること。
- (2) 貸付けを受けようとする車両を運転することができる運転免許を受けた21歳以上の者であって、当該運転免許を受けていた期間が通算して1年以上経過したものが運転すること。

- (3) 転貸しないこと。
- (4) 貸付期間満了の日時までに指定された場所に返納すること。
- (5) 保管責任者を定めること。

(平20規則51・一部改正)

(貸付けの申込み等)

第4条 防犯パトロール車の貸付けを受けようとするものは、原則として使用する日の前日までに、浦安市防犯パトロール車貸付申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、貸付けを決定したときは、浦安市防犯パトロール車貸付通知書（別記第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

(貸付期間)

第5条 防犯パトロール車の貸付期間は、1回につき2日以内とする。

(貸付料)

第6条 防犯パトロール車の貸付けは、無償とする。

(賠償責任)

第7条 市は、防犯パトロール車の利用中の交通災害等について、市が加入する保険による以外は、その責めを負わない。

2 運転者の故意又は重大な過失により防犯パトロール車を損傷した場合は、当該運転者にその賠償の責めを負わせることができる。

(台帳の整備)

第8条 市長は、貸付けを行ったときは、浦安市防犯パトロール車貸付台帳（別記第3号様式）に記録し、その利用の状況の把握に努めるものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、防犯パトロール車の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月14日規則第51号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年9月1日から施行する。

(貸付けの決定等の特例措置)

2 原動機付自転車に係る改正後の浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則に基づく貸付けの決定その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別記第1号様式(第4条第1項)

浦安市防犯パトロール車貸付申込書

年 月 日

浦安市長 様

住所
申込者 団体名
代表者の氏名
電話番号

防犯パトロール車の貸付けを受けたいので、浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

運転者氏名及び年齢	氏名		生年月日	年 月 日生
	氏名		生年月日	年 月 日生
保管責任者				
使用目的				
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
防犯パトロールの種類				
備考				

第2号様式(第4条第2項)

年 月 日

様

浦安市長



浦安市防犯パトロール車貸付通知書

防犯パトロール車の貸付けについて、浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり貸し付けます。

防犯パトロール車の種類			
貸付期間	年	月	日 時 分から 年 月 日 時 分まで
保管責任者			
運 転 者	氏 名		
	氏 名		
備 考			

